

京共 3 福 第 1 5 1 号
令和 3 年 3 月 2 9 日

各 所 属 所 長 様

京都府市町村職員共済組合理事長
(公 印 省 略)

宿泊・保養指定施設の休館期間延長等について（通知）

本組合の業務運営につきましては、日頃ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、宿泊・保養指定施設である下記施設につきまして、休館期間の延長並びに営業形態の一部変更となりましたのでお知らせします。

記

1 休館期間を延長する施設

宮崎県市町村職員共済組合宿泊施設「ひまわり荘」

宮崎県宮崎市瀬頭 2-4-5

電話番号 0985-24-5285

新型コロナウイルス感染症の宿泊療養施設としての借り上げ期間延長に伴い、休館期間を令和3年4月から同年9月まで延長します。

なお、状況により休館期間が変更となる可能性があります。

また、営業再開の際には、宮崎県主導のもと消毒作業等が実施されます。

2 営業形態を一部変更する施設

北海道都市職員共済組合宿泊施設「ホテルノースシティ」

北海道札幌市中央区南9条西1

電話番号 011-512-9748

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで、以下のとおり営業形態を一部変更します。

①宴会プラン及び法要プランの提供を休止します。

②レストランスネービットのディナー営業（午後5時から午後8時まで）を休止します。

京都府市町村職員共済組合 担 当：福祉課 保健係 電 話：075-431-0307 FAX：075-431-9161 メール：fukushi@kyotoctv-kyosai.jp
